

平成17年3月23日

日本経済団体連合会

ブロードバンドコンテンツ流通研究会

映像コンテンツのブロードバンド配信に関する  
著作権関係団体と利用者団体協議会との合意について

日本経団連では、平成17年3月22日に、「エンターテインメント・コンテンツ産業部会」と「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」の合同会合を開催し、音楽、ゲーム、アニメ、映画、放送等の関係企業と著作権関連団体等が一同に会するなか、映像コンテンツ関連9団体で構成する「利用者団体協議会」が取りまとめた、映像コンテンツのブロードバンド配信に関する著作権関係団体との合意内容について報告を受けました。

「利用者団体協議会」では、「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」が平成15年6月に公表した『中間とりまとめ』を受け、同年7月以来、著作権関係団体との間で協議を続けてきた結果、このほど、放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信する場合をモデルとした料額について、下表の内容で合意に至ったものです（平成18年3月31日までの暫定料額）。

今後は、合意された料額が一定の目安となり、さまざまな映像コンテンツのブロードバンド配信の検討が一層進むものと期待されます。

放送局制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の使用料額の概要  
（適用期間：平成18年3月31日まで）

（順不同）

分野	協議先団体	合意内容（当該分野の料額の合計）
文芸	日本文藝家協会 日本脚本家連盟 日本シナリオ作家協会	情報料収入の2.8%
音楽	日本音楽著作権協会 （JASRAC）	情報料収入および広告料収入の1.35% （1）
レコード	日本レコード協会 芸団協・CPRA（2）	情報料収入の1.8%
実演	芸団協・CPRA（2）等	情報料収入の3.0%

（1）使用料規程および細則を適用した料額

（2）日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

以上

(参考1)

## ブロードバンドコンテンツ流通研究会の設立について

2002年2月13日  
経団連 産業本部

### 1. 趣旨

ブロードバンド・インターネットにおいて、一般国民が、映像等のコンテンツをスムーズに享受できるようにするには、コンテンツに係る権利者と利用者との協力して、著作権等の権利処理を迅速・簡易に行える仕組みの整備を推進する必要がある。そうした取り組みを通じて、権利者、利用者の利益の増進と、コンテンツ産業、ブロードバンド関連ビジネスの発展等につながることを期待される。

このため、下記の通り、コンテンツの権利・利用に係る関係団体が相協力して、迅速・簡易な権利処理の仕組み等について検討するブロードバンドコンテンツ流通研究会を設立する。

### 2. 参加団体

(編集コンテンツ利用者、編集コンテンツ権利者、素材コンテンツ権利者)

日本音楽著作権協会、日本文芸著作権保護同盟、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、実演家著作隣接権センター、日本レコード協会、日本映画製作者連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、日本動画協会、日本映像ソフト協会、日本民間放送連盟、日本放送協会、衛星放送協会、ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)、映像等配信著作権連絡会

### 3. 主要活動

(1)素材コンテンツ権利者のリスト等の整理

(2)素材コンテンツ権利者の権利も含めた、編集コンテンツ利用契約(権利処理)を極力一括して行える方法(契約方式)の検討

(3)その他の課題への対応

- \* 原則各団体1名、代理出席可能、オブザーバー参加可能。会費は無し。
- \* 当初は、映像等のコンテンツビジネスに関する検討、ならびに議論の優先順位の検討をしていただく。
- \* 必要に応じて部会・分科会を開催する。検討テーマ毎に主査を選任し、会合の運営等をしていただく。
- \* 事務局は、当面、経団連とネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)で担当する。

以上

(参考2) 利用者団体協議会について

- ・設 立 平成 15 年 7 月 10 日
- ・目 的 コンテンツ産業、ブロードバンドビジネスの発展を通して、コンテンツで利用されている著作権等の権利者（著作権関係団体）、権利の利用者となるコンテンツホルダーやアグリゲーター等、およびエンドユーザーのそれぞれの利益増進を図るため、著作権関係団体との共通理解に立った協議のもとに、ブロードバンドビジネスのスタート時における暫定的な使用料の料額について検討する。
- ・参加団体 日本映画製作者連盟、全日本テレビ番組制作社連盟、日本映像ソフト協会、日本動画協会、衛星放送協会、日本放送協会、ネットワーク音楽著作権連絡協議会、映像等配信著作権連絡会、日本民間放送連盟（順不同）
- ・世 話 人 代表世話人 佐々木隆一・ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)代表世話人(ミュージック・ドット・ジェイピー会長)  
世話人 児玉 昭義・日本映像ソフト協会 専務理事・事務局長  
世話人 福田 慶治・日本映画製作者連盟 専務理事・事務局長  
世話人 高橋 英夫・日本民間放送連盟 I P R 専門部会委員  
(テレビ朝日ライツ推進部長)

(参考3) これまでの経緯

- ・平成 14 年 2 月 経団連(当時)が「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」を設置。著作権等の関係 6 団体と利用者 9 団体の計 15 団体が参加し、ブロードバンド環境下における映像コンテンツの配信をめぐる諸課題について検討。
- ・平成 15 年 6 月 「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」が『中間とりまとめ』を公表。『中間とりまとめ』は、“利用者が協議会を設置する可能性も含めて、利用者団体と著作権関係団体との間で、暫定的な料率設定等について検討を深めること”を提言。
- ・平成 15 年 7 月 上記「提言」を受けて、映像コンテンツ関連の利用者 9 団体が「利用者団体協議会」を設立。著作権関係団体との協議を開始。
- ・平成 17 年 3 月 日本経団連「エンターテインメント・コンテンツ産業部会」と「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」の合同会合で、合意内容を公表。